

利益相反規程

一般社団法人日本パラバドミントン連盟

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラバドミントン連盟（以下、連盟という。）の事業を行う際に、連盟関係者が自己または第三者の利益を図ることを未然に防ぎ、連盟の信頼を確保することを目的とする。

(連盟関係者の定義)

第2条 連盟関係者とは、以下のものをいう。

- (1) 連盟定款6条に規定する正会員、同23条に規定する役員、同44条に規定する会長及び副会長、同45条及び同45条に規定する委員会委員
- (2) 連盟と雇用関係にある職員（正社員、契約社員、アルバイト社員等）及び強化スタッフ、ボランティアスタッフ

(利益相反の定義)

第3条 利益相反とは、一方の利益になると同時にもう一方の不利益になる行為を指し、自己または第三者の利益を図ることで、連盟に対して不利益を与える行為を指す。

尚、過剰な接待等を受けること等で、特定の企業・団体との取引を行うことも考えられるが、この場合は当規程ではなく、倫理規程もしくはコンプライアンス管理規程によるものとする。

利益相反に該当する取引は、以下のとおりとする。

- 1 連盟関係者が取引相手となる場合
- 2 連盟関係者が取引相手の役員である場合
- 3 連盟関係者が取引相手の株式の10%以上を保有する場合
- 4 連盟関係者が取引相手の役員や社員として雇用または所属した事がある場合
- 5 連盟関係者が自己又は第三者の利益を優先していると客観的に判断できる場合
- 6 連盟関係者の三親等以内の親族が、上記に該当する場合

(利益相反取引の申告)

第4条 利益相反取引に該当する場合は、連盟関係者は取引の内容と連盟関係者との関係を記載した文書を取引開始前に連盟事務局に申告するものとする。事務局は、申請内容を確認の上、取引する必要があると判断した場合は、理事会の承認を取得する。

尚、事務局が判断に迷う場合は、顧問弁護士もしくはコンプライアンス委員会に相談するなど、専門家の判断を参考にする。

理事が自己又は第三者のために、一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするときは、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(理事会の決議と報告)

第5条 理事会の決議の結果、取引を行うことが承認された場合は、当該取引に関しては事務局が主管するものとし、対象となった理事は、理事会にて当該取引についての重要な事実を理事会にて報告する。

(理事会決議の記録)

第6条 理事会で行われた決議は記録し、出席者の記名・捺印を行うものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

1. この規程は、令和4年10月1日から施行する。